

第2回 久留米市タクシー特定地域協議会議事概要

1. 開催場所 平成22年1月28日(木) 10時00分～11時30分

2. 開催場所 ハイネスホテル久留米

3. 協議会要綱の一部変更について

事務局より(別紙)資料にて、下記の報告を行いました承された。

・(協議会の構成員及び任期)

第4条 (6) その他協議会が必要と認めた者

② 「福岡警察本部」を削除し、今後はオブザーバーとして参加することです承された。

4. 議 事

① 本協議会の目的について

② 福岡県におけるタクシー事業の状況について

I. タクシー事業の現況

II. タクシー事業の輸送の現況

③ 適正と考えられる車両数の算定について

④ 地域計画(骨子(案))について

⑤ 久留米市特定事業の策定(案)

5. 出席委員

九州運輸局福岡運輸支局長

湯元 日出光

福岡労働局労働基準部監督課長

松本 和之

福岡県県土整備部企画交通事務主査

松本 宏

久留米市都市建設部総合交通対策室室長

池松 久光

社団法人福岡県タクシー協会 会長

田中 亮一郎

福岡県筑後地区タクシー協会 会長

大鶴 洋海

福岡県筑後地区タクシー協会 理事

中川 恵司

福岡県筑後地区タクシー協会 理事

木下 敬一郎

福岡県個人タクシー協会久留米地区支部長

山中 眞樹

全国自動車交通労働組合連合会福岡地方連合会

西日本観光タクシー労組執行委員長

津留 昭洋

財団法人福岡県消費者協会 専務理事

立塚 知彰

福岡県警察本部交通部交通規制課 課長補佐

細川 道夫

(1) 開会 定刻開始

【事務局】

- ・事務局より報道関係者取扱について、公開とすることを諮り、了承された。
- ・11月6日、第1回5地域協議会合同会で、各地域協議会を設置することを承認に基づき、第2回「久留米市タクシー特定地域協議会」開催する旨を報告する。

【湯元会長挨拶】

福岡運輸支局の湯元でございます。

本日は、委員の皆様方には大変ご多忙の中、「第2回久留米市タクシー特定地域協議会」にご出席頂き誠にありがとうございます。また、皆様方には私どもが取組んでおります運輸行政の推進につきましても日頃から格別なご理解とご協力を賜っていることに対し、この席をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、最近の我が国の経済情勢でございますが、自動車等の製造業につきましては、エコカーの購入補助やあるいは輸出の復調等により一部持ち直しの兆しが見受けられておりますが、その他の産業につきましては、回復が遅れているようでございます。このため、失業率が依然として高く、また、個人消費の低迷が収まらず、更に昨年末からはデフレ傾向が強まるなど、厳しさが続いております。

タクシー業界も、これまでマイカーの普及やバブル崩壊後の長期にわたる経済不況により、利用者がかなり減少していたところですが、最近の更なる景気後退の影響受け、乗客が益々少なくなり輸送実績、運輸収入も対前年比2ケタの減少になるなど、大変厳し経営環境におかれているところでございます。このような状況を改善し市民生活や産業の発展に欠かせない公共交通機関としてのタクシー事業の適正化、活性化を図るべく、昨年10月からタクシー特措法が施行され、その目的を達成するために本協議会が設立されたところでございます。

タクシー新法の目的は、供給過剰となっているタクシー車両数の見直しを図り交通渋滞、交通事故をなくし、併せて運転者の労働条件の改善等を図ると共に、利用者に「安全、安心、快適」なタクシーの輸送サービスを提供することにあります。

本日の、第2回協議会は限られた短い時間ではございながら今後の久留米市におけるタクシーサービスの向上と事業の健全な発達等についてご協議をお願いしたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

【事務局】

- ①「議会設置要綱の一部変更について、昨年11月開催の第一回合同協議会において、委員としてご出席頂きました、福岡県警察本部様から委員を辞退したい旨のご申出がございました。
- ②協議会設置要綱の一部変更提案（協議会の構成員及び任期）第4条 第6号その他の協議会が必要と認める者②「福岡県警察本部」を削除については、報告することで、了承する。
 - ・今後、福岡県警本部からはオブザーバーとして参加する旨を報告する。
- ③今後は、以上の構成により会議を進めることを報告する。
- ④委員の紹介については、「委員名簿」「配席表」により紹介に変えさせて頂くことで紹介する。
- ⑤委員紹介「別紙」 一部変更 タクシー協会委員 白石一郎を木下一郎に変更する。
- ⑥議事進行については、会長にお願いすることを告げる。

【湯元会長】

- ・議事進行について資料1から資料4まで一括して事務局から提案の指示をする。

【事務局】

- ・福岡運輸支局 江上委員から資料1から資料3までについて説明する。
 - ①本協議会の目的について
 - ②福岡県におけるタクシー事業の現況について
 - I. タクシー事業の現況
 - II. タクシー事業の輸送の現況
 - ③適正と考えられる車両数の算定について
 - ④地域計画（骨子（案））「別紙」について朗読する。

【湯元会長】

- ①只今、事務局より資料2から4までの説明そして本協議会の本台であります資料5久留米市地域計画骨子案の説明がありましたが、ご質問、ご意見等がありましたら、お受けしますと委員に諮る。
- ②議事1の本協議会の制定の背景と協議会の目的については、前回の第1回の合同会で説明致しております、特に、ご意見がございませんでしたので、了承済みと考えております。
- ③次の議事②の福岡県のタクシー輸送の状況について前は、福岡県全体の説明であったと思います。今回は、久留米市の状況という事で、説明されましたが、この点につきまして如何でしょうか。

【〇〇委員】

- ・資料3の確認として14頁について事業者数、車両数の表示と事務局が説明した車両数の再確認として、車両数は、何年、何月以降といわれたか？

【事務局】

- ・この資料には、平成13年3月末と、平成21年3月末現在における自動車車両数がのっております。先程説明した数字は、そくおう値といたしまして、12月末現在の車両数について法人タクシー674台、個人タクシー114台で合計788台久留米市における車両台数であることを申し上げたことを説明する。
- ・法人事業者数には変更ないことを説明する。

【〇〇委員】

- ・資料4の適正と考えられる車両数の関係について福岡県交通圏等に適正車両数を示されているが、これと、この計画と車両数の取扱いについてどのような関係にあるのか質問

【事務局】

- ① 適正車両数が今回定義されたが、今後は、これに基づき特定事業計画を示すことになるが、この中では触れませんが、タクシー業界の実態は、供給過剰であることから、各自、各社、グループ、団体等々が自主的に減車をして行く形になると思う、この協議会では、そのような形では、協議は行いませんが、今後、各社でそれぞれ各社が改善して行くことによってタクシーの経営環境良好になって行くイメージである。今後は、供給過剰とか運賃問題については、審議はできないが、色々問題がありますので、各社が自主的に取組んでいくことで提案をしている。供給過剰が経営悪化の一要因になっている久留米市のタクシーの現況と言うことで触れております。
- ② 湯元会長より補足説明として、独占禁止法と言う事がございまして、ここに示した適正台数を超えた分を減車しようとか、そういったことが出来ないもんですから、今、事務局から説明がございましたように自主的に努力し減車に取り組んで頂く運びとなっております。

【湯元会長】

- ・委員に対し質問等を諮る。
- ・無いようでしたら、次の当協議会のテーマである久留米市の地域協議会について、骨子案が、提示されましたので、このことについて、ご意見を頂きたいと存じます。如何でしょうか。

【県協会 田中委員】

- ・今、台数の問題が示されましたが、実質、稼働率では、台数はこれだけありますが、動いて台数は80%位であり、何の為に車両を減らすかと申しますと、経費を軽くしようとする狙いもあります。
- ・もう一つの問題として、福岡県タクシー協会が取組んでおる運転代行の問題、自家用車の有償運送の問題が大きい問題となっております。
- ・福岡県タクシー協会の調査では、未登録で運転代行をしている業者ある。運転代行は警察に簡単な届け出で事業ができるし、運賃設定もない、労働時間とか、営業エリアもない、例えば、タクシーであれば、駐車違反などで罰則、営業停止、事業停止ありますが、運転代行はそのような問題もない、そのような代行が、街にあふれている。
- ・久留米市・大牟田市でタクシーが減った分だけ、今、現状は、運転代行が増えているのが現実である。
- ・地方のタクシーは、タクシー業界用語で、1人1車とって、1台の車に1人の運転手いる、各事業者が、タクシーを減車することにより運転手を切っていかなければならない現状がありますので注意しなければならないのですが、そうなった場合は、解雇された運転手さんが二種免許を持っているので、運転代行業業を始めることも可能になる。
- ・真面目にやっている運転代行が7割くらいあるのですが、それ以外の運転代行は、任意保険の解約する代行業業者が結構いるんです。
- ・自家用車の有償運送、運転代行、福祉関係の有償輸送事業者の問題の全体の中で、介護とか福祉の中で、運賃のようなものをもって、輸送していることは、タクシーに対して脅威になっている。角割りとか、相手がキチンとした土俵に、もっていかないとタクシーが減った分だけ街の輸送ルールが崩れて来る。
- ・私は、全国の交通委員長をしておる関係で、北から回っていますが、ひどい地域では、夜の駅前タクシー乗場に運転代行ならんでいる状態で、それに違法と招致で、お客さんが利用する現状です。
- ・このような状況をタクシーは、指をくわえてみている状況を多く散見されている。
- ・地方に行くほど、このような問題が大きい問題となっております。
- ・この事業計画の中に適正な運転代行問題とか、自家用車の有償運送問題を関係者、各省庁と協議することを事業計画に入れることを要望する。

【湯元会長】

- ・只今、お話について、ご質問等があれば、お伺いしたい旨を委員に諮る。
- ・質問無いため、これまでの議事全般的について、質問を諮る。

【大靄委員】

- ・田中委員の同じ意見として、我々が実際に取組んでいくこととなりますが、計画で示された適正台数を各社に減車について持って行った場合、久留米市、大牟田市でも同様ですが、筑後地区では、20台以下の会社が6割強あります、経営者の経過と実態について真剣に取り組まなければならない、その中で、減車を実施することは、支部長として厳しい状況である。しかし、皆さんのご協力を得て役員としての役割を当然、果たして行くのでありますが、そ

のような問題が、あると言う事を皆さんも分かって頂きたいと思っています。

【〇〇委員】

- ・この計画の中に色々ことが、書かれてことは、素晴らしい内容だと思っておりますけど、コンプライアンス視点、運転者の労働条件の観点からも示されておりまして、どのくらい、運転しているのか、正に見え隠れとしているところを申し上げて労働時間を吟味するためにも、タコメーター設置については、法的な部分としてあると思いますが、福岡県交通圏だけと理解していますが、タコメーター設置基準みたいなものか、自主的なものか、具体的な取組みの中に取り入れてもらえると明確になるのではないかと思います。

【大鶴委員】

- ・タコメーターについては、この筑後地域については、労務関係で意外にタコメーターを付けている会社が多い、統計を取って次回にご報告したいと思っています。

【事務局】

- ・タコメーター問題については、事業設定の中で、説明していきたいと思しますので、宜しくお願いします。

【事務局】

- ・地域計画では、大筋こう言う問題をまとめておりますので、参考までに紹介する特定事業、その他の事業でご紹介させていただきますが、端的なものにつきましては、今は、ご審議することはできませんけど、後ほど説明の中で資料13頁に付けておりますように特定事業、タクシー乗務員の労働条件の悪化防止、改善、向上の中で、いわゆる特定事業の位置づけております、②デジタルタコグラフの活用等運行管理の徹底による労働時間の短縮等をタクシー事業者が進んでやることを提案しております。後ほど事務局が説明させていただきますが、そのようなことを含めて、地域事業計画を作成しております。

【湯元会長】

- ①他に質問者がいないか、委員に諮る。 質問者なしを確認する。
- ②議事①～③までについては、ご承認されたものとして、取扱いさせていただきますと確認をとった。
- ③議事4、地域計画・・・今、質問とか、説明があった部分でございますが、事務局から説明がありましたように、特定事業計画との関連がございますので、特定事業計画の案の説明と一括して取扱いさせて頂きたいと思っております。
- ④議事5、久留米市の特定事業策定案について事務局より説明するよう指示する。

【事務局】

- ① 久留米市における「地域計画（骨子案）」について、ご承認戴きまして、有難うございました。
- ② ご案内の通り、本協議会の役割は、冒頭申し上げましたように「適正化及び活性化の推進に関する基本方針」に基づき地域計画および特定事業等を策定し、承認を受けることが目的であります。従いまして、この協議会において、この地域計画に基づき、これからご説明いたします特定事業の中から抽出し、各事業者もしくはグループで、或いは団体等々で自ら「特定事業計画」を策定し、国土交通省に対して申請し、仮に認定を受けたらその特定事業計画が実施できるというものになります。
そうした場合、ケースによりませんが、進捗状況等を鑑みて、協議会を開催する必要が出てくる場合もあり、その際は、当然ながら皆様方へご案内致すこととなります。
それではこの「特定事業」について、ご説明・ご報告させて頂きたいと存じます。
- ③ 久留米市特定事業の策定（案）について「別紙」を朗読する。

【湯元会長】

- ・只今、事務局からの説明・報告について、何かご質問、ご意見等があれば、お願いします。

【久留米市 池松委員】

- ・昨日のタクシー運転手の過労死について福岡高裁の判決で会社側の安全配慮に義務違反の認定されたことで、タクシー事業者は厳しい状況あると思います。そう言った中で、先ほどから言われますように公共交通機関と言う事について強調されていると思いますが、タクシーにつきましては、鉄道、バスが走っていない深夜でも市民に安全に貢献していることについて理解しているところではありますが、この中で、具体的な協議会での役割について説明されたけども自治体としての役割が、いま一つよくはっきり見えてこないが、ハブ的な政治が、だれつうされてあります、観光等にきいた積極的面も自治体の役割ではないかと思っております。その中で、先程から言われております公共交通機関と位置付として、財政的支援についても、踏み込んで考えておられるのか、また他のところでの事例があれば、お尋ねしたい。
- ・久留米市におきましては、タクシー利用を促す地域の取組みとしてタクシーを利用される場合若干でございますけど補助をしております、これは、タクシー運転手さんに直接でなくて、校区の取組なので校区ごとに広めていく取組みでございます。一点だけお尋ねですけど財政面での支援を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

【県協会 田中委員】

- ・財政支援とか、施設の問題とか色々あると思いますが、よわ、書いておかないと、個々の案件に対して、例えば、バスが廃止になって代替をした時に市町村から補助をもらうような制度をほしいと言うような事業内容を書いておかないと、この特措法の期間の間に事業計画をやっつかんといいようなことがあるので、今の段階では、このようなもの欲しいとか、このような形で支援してほしいとか、具体的なものは言えないです、例えば、どこかの路線バスが廃止になってその代わりに、例えば、マイクロバスとか、ジャンボタクシーで輸送するときに、一部支援して頂きませんかとか、それぞれの案件の中でやって行かないと、実際、他の件でもそうだし、北九州の中でも、一部そう云うので、町、市が一寸ですけど、足りない部分だけ補填するところが出ております、具体的には、どこを、何を、してくれませんかと今は、書けないんですけど、このようなことを入れておきたいという事が実情です。

【事務局】

- ・特定事業と言うのは、あくまでも、参考に審議いたしておりまして、これを全て実施しなければならないとか、これについて全て審議していただくとか言うことでなくて、それぞれの案件ごとに、こうした時に団体、関係自治体の方々に対して、このことについてできるだろうか、できないだろうか、個別的に協議していくことの趣旨であります。基本的にはタクシー事業者が自ら実施して行くのが基本でございますそれだけでは、難しいだろうと考えます。例えば、駅構内にタクシー乗り場を整備をして欲しいと言ったときタクシー事業者がやれる問題ではないので、色々管理者のアドバイス等支援等が必要とします、その中で、お金に関する問題も有るかもしれませんが、個々の提供から自分たちでやりなさいとか、協議してもらうために、ここに書いてございます。ケースによって違ってくると思いますが、助成金等も必要な部分も出てくるかもしれませんが、個々のに協議していただくことがありますと言う趣旨でここにかいてありますので、ご理解いただければと思っております。宜しくお願いします。

【湯元会長】

- ・他に何かございませんかと委員に諮る。

【県協会 田中委員】

- ・後は、運転代行の問題について入れて頂きたい旨を申し上げた。

【湯元会長】

- ・運転代行の問題を特定事業計画の中に運転代行対策として入れてもらいたいと言うことですか、

【大鶴委員】

- ・入れてもらえるでしょうか？

【湯元会長】

- ・現時点では、はっきりとお答えできませんが、協議会で皆様方の委員会で協議した結果を結果として表に出すという事なので、法令違反に関するようなことは、ダメですけど、以外のことについて、できませんと言うことはならないと思います。

最終的には、皆様の総意で入れた方がいいと言うご理解がいただければ、それはかまわないと思います。それぞれの地域においてそれぞれの特殊な事情もございますので、運転代行につきましても、先程、田中委員からお話がありましたけど、このことにつきましても、ご理解いただくと言う形で入れては、思っております。

【田中委員】

- ・これは、福岡県警と東京の警察庁の方に全国タクシー協会の方からこの問題について話が行って、取組む形になっております。全国のこの問題として、地方から、この特定事業計画の一つとして上げて頂きたい。特定事業計画の下で、なにができるのかは、別として、議題として論議して頂きたいと思っております。

【中川委員】

- ・田中委員が言われました、代行問題、有償輸送問題についてももう一つ飲食店の白バス、白タクでお客様の送迎をやっている問題も一緒に協議していただきたいと思っております。

【湯元会長】

- ・他に何かございませんかと委員に諮る。

【〇〇委員】

- ・内容のことは、さておいて、今までやってこられたこと、また新しく考えられることだろうと思いますが、短期、中期と言うことで、2年、3年として、例えば、実施状況を把握とかそれを、どう結果をフィルバックして、この計画を実施させて行こうか、その辺の取組についての御考えについては、どうなんでしょうか。

【奥野事務局】

- ・この問題につきましても、この後に事業については当然やって行かなければならないことですが、冒頭事務局から説明したと思っておりますが、この結果は進めて行きますが、特定事業を掲げたものをどうゆう形で進んでいるのか、ケースによりまして、第1回第2回と会議をやりませんが、次の3回目で先程からの色々皆さんからご提案、ご意見を頂いたものを整理いたしまして第3回目でその辺を紹介、ご承認得ました段階で、問題を中心にしまして、各事業者の特定事業計画として掲げまして、運輸局、国土交通省の方へ申請し、認定された事業に対して進めて行くこととなります、全てやるという事ではありません、例えば、A社と言うのは、減車こうゆうふうになります、供給過剰解消のためにこのようなことに努力します、例えば、3台減車します、尚且つ付随して、ドライブレコーダとか交通安全に資するとか、

そういう形で何点か提出して申請して認定を受けたら事業を各事業者進んで行う上で、このような認定を受けたので、久留米市としては、こう言う事業者が、取組んでおります、次の4回、5回目にご紹介しながら、できる、できていないとかのご議論もあろうかと思いますが、その中で、先程申し上げました、自治体の協力も必要とする部分もあります、フロアアップ協議会の形を考えております。

【〇〇委員】

- ・この協議会でやると言う事ですか？

【奥野事務局委員】

- ・そうでございます。この協議会での主旨でございますので、やって行くと言う事です。

【湯元会長】

- ・他に何かございませんかと委員に諮る。質問等が無いことを確認する。
- ・只今、ご意見を頂きましたけど、このご意見を踏まえて、次の第3回目においてご協議をお願いいたしたいと思っております。

事務局から第3回協議会について、スケジュール等について分かっているようでしたら説明して頂きたいと思っております。

【事務局】

- ・今の段階では、日程について、時間についても決めておりません、早い時期に開催いたしたいと思っております。宜しくお願いします。

【湯元会長】

- ・事務局の方で次回の進行としての考えを問う。

【事務局】

- ・今、皆様方から色んなご意見がありましたものを改めまして協議会の中で、改めて提出させていただきたいと思っております。また、このような形で、第3回目を皆様、お忙しい中、ご出席頂き再協議と言う事で考えておりますので、其節は宜しくお願い致します。

【湯元会長】

- ・只今、事務局から次回の進行についてご説明がございましたけどもそれにつきましてご意見、ご質問とかございませんでしょうか。
- ・ないようでございますので、本日、容認されました、1から議事5までにつきまして、全て終了させていただきます。
- ・此れをもちまして第2回久留米市タクシー特定地域協議会終了致します。
- ・本日は、委員の皆様のご協力を賜り、スムーズなご協議を頂きまして、誠にありがとうございました。この後の進行は、事務局にお願いします。

【県協会 奥野委員】閉会挨拶

- ・本日は、長時間のご審議ありがとうございました。
- ・これもちまして、第2回久留米市特定地域協議会を終了致します。
- ・なお、第3回の協議会は、先程、事務局からお話がありましたように、日程等につきましては、期末等控えておりますので、調整しながら早い機会に確認し皆様に早くご案内を差し上げたいと思っておりますので、その節は、宜しくお願い致します。